

第37期定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

●業務の適正を確保するための体制	1～4頁
●業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要	5～6頁
●連結株主資本等変動計算書	7頁
●連結計算書類の連結注記表	8～17頁
●株主資本等変動計算書	18頁
●計算書類の個別注記表	19～26頁

株式会社アクセスグループ・ホールディングス

上記事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

業務の適正を確保するための体制

取締役の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 当社は、グループ全体として適切かつ健全な経営を行うため、コンプライアンス及びリスク管理体制の基本としてグループ共通規程である「コンプライアンス規程」「リスク管理規程」を制定し、その周知徹底を図ることで、グループ各社の取締役、社員が高い倫理観を持って行動する企業風土を作り上げる。

ロ コンプライアンスの推進に向けて、当社のコンプライアンス委員会を中心とした体制を確立し、関係部門と連携を図りながら、コンプライアンスの取り組みを整備するとともに、意識の向上を図る。

ハ 内部監査部門として、社長直轄組織である業務監査室を設置し、グループ共通規程である「内部監査規程」に従って監査を実施し、監査結果を社長、取締役会及びコンプライアンス委員会に報告する。また、業務監査室長は、必要に応じて監査役及び会計監査人と連携し、効率的かつ効果的な内部監査を実施する。

ニ 取締役会は、法令・定款、「取締役会規程」に基づいて運営し、取締役間の意思疎通を図るとともに、会社の業務執行の決定や取締役相互の業務執行を監督する。

ホ 取締役の職務執行状況は、監査計画に基づき監査役が監査する。

ヘ 反社会的勢力及び団体とは、取引その他一切の関係を遮断する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ 取締役は、職務の執行に関する文書（電磁的記録を含む）を法令及び社内規程に基づき適切に作成・保存・管理する。

ロ 取締役、監査役、会計監査人、業務監査室等は、必要な場合に上記イの文書を閲覧、謄写することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 「リスク管理規程」に基づき、コンプライアンス委員会を中心として、グループ各社とも連携し、事業展開上リスクや急激な景気変動や地政学リスク等のサステナビリティ上リスクをとる可能性があるものを洗い出し、リスクに対応する体制とする。

ロ 当社グループの事業展開上、特に個人情報の管理及び情報セキュリティの管理を重視し、「情報セキュリティ管理規程」に基づき、規則等の制定や教育等を行う。

ハ 当社グループ各社の経営に重大な影響を与えるような経営危機が発生した場合は、代表取締役又は取締役を責任者とし、当社グループの損失を最小限に抑えるとともに早期の原状回復に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 取締役会は、法令・定款、「取締役会規程」に基づいて、適切な運営を行う。

ロ 取締役会は毎月1回開催することを原則とし、必要に応じて臨時で開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、会社の業務執行の決定や取締役相互の業務執行を監督する。

ハ 取締役の職務執行にあたっては、「組織規程」「職務権限規程」及び「業務分掌規程」において、それぞれの責任者及び責任範囲を定め、効率的かつ正常に職務の執行が行われる体制を執る。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 子会社の取締役会等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

・当社は、子会社に対する適切な経営管理を行うため、「アクセスグループ内承認・報告・申請規程」を制定し、子会社の経営・人事・財務経理・システム等に関する事案について、事前に当社の承認等を受ける体制を執る。

・当社経営戦略会議に、子会社の取締役に就任している当社の取締役が直接子会社の経営内容の定期報告を行う。

ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社グループのコンプライアンス体制、リスク管理体制及び情報セキュリティ管理体制は、子会社も含めたグループ全体を対象とする。

ハ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するよう、子会社の取締役に就任している当社の取締役の当社取締役会及び経営戦略会議への出席を通し、子会社管理を行う。
- ・当社は、子会社に対して監査役を派遣し、監査役は子会社の業務執行状況を監査する。

ニ 子会社の取締役、監査役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・グループ共通の「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス委員会を設置することで、グループ内の情報交換及びコンプライアンスにかかわる課題の対処を行う。
- ・当社は、子会社に対して監査役を派遣し、子会社の業務執行状況を監査する。
- ・当社業務監査室は子会社各社の内部監査を定期的を実施し、当社代表取締役社長の承認を受けるとともに、当社取締役会及びコンプライアンス委員会に適宜報告し、あわせて子会社へのフィードバックを行う。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ 監査役会が、職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会と協議の上、合理的な範囲で専任又は兼任の使用人を置くこととする。
- ロ 当該使用人の任命のほか、異動及び考課等の人事権に係る事項の決定に際しては、事前に監査役の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとする。また、監査業務を補助する範囲内における指揮命令権限は、監査役に帰属する。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- イ 監査役は、取締役会のほか、その他重要会議に出席し、重要事項の報告を受け、必要な情報を収集する。
- ロ 取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正行為及び法令・定

款に違反する重要な事実等があった場合は、速やかに監査役にその内容を報告する。

ハ 内部通報制度の通報先を常勤監査役とし、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正行為及び法令・定款に違反する重要な事実等があった場合に、使用人及び取引先の従業員等が直接監査役に報告できる体制を執る。

ニ 監査役は、監査役が必要と判断した情報については、直接担当部門から報告を受ける。

⑧ 第7項の報告をしたものが当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制について

「内部通報規程」に基づき、前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いを受けないように、適正な運用体制を整備する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ 監査役は、取締役会に出席して意見を述べる他、代表取締役と定期的または必要に応じて意見交換等を行う。

ロ 監査役は、業務監査室と緊密な連携をとり、監査役監査を行う。

ハ 監査役は、会計監査人と連携をとり、定期的または必要に応じて意見交換等を行う。

ニ 監査役は、取締役等の意思決定及び業務執行の状況を確認するため、各種議事録、決裁書類等を自由に閲覧することができる。

⑩ 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行に関して費用の前払い等を請求した時は、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務執行に明らかに必要ないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム

当社は、取締役会において決議された「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認を行っております。

② 取締役の職務執行

定時取締役会を12回、臨時取締役会を2回、また、会社法第370条及び当社定款の定めに基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を2回開催し、重要事項の意思決定を行うとともに、適切に取締役の職務執行を監督・監視しております。

③ 監査役の職務執行

監査役は取締役会に出席し、取締役より業務の報告を受けているほか、常勤監査役はコンプライアンス委員会に出席し、各部門よりコンプライアンス事案の報告を受けております。また、会計監査人、業務監査室等の内部統制に係る機関・組織と定期的に情報交換を行うとともに、代表取締役との間で定期的なミーティングを開催し、当社グループの現況等についてヒアリングを行っております。

④ コンプライアンス

「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス委員会を毎月1回開催するとともに、必要に応じて臨時のコンプライアンス委員会を開催して、当社グループにおけるコンプライアンス事案のモニタリングを行っております。また、その内容を取締役に報告しております。役職員に対しては、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスマニュアル」をイントラネットで常時閲覧できるようにし、さらに定期的なコンプライアンス研修を実施しております。

反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断し、不当要求に対しては、法的な対応を行うとともに外部専門機関とも連携し組織として対応します。

⑤ リスク管理体制

リスク管理規程に基づき、毎月1回開催するコンプライアンス委員会において、経営上のリスク及び急激な景気変動や地政学リスク等のサステナビリティ上リスクの事案について各部門から報告を行い、把握を行うとともに、リスクの未然防止、及び現存するリスクへの対応策の検討を行っております。また、その内容を取締役に報告しております。役職員に対しては、「コンプライアンスマニュアル」及びコンプライアンス研修の内容にリスク管理に関する内容を取り入れ、周知を図っております。

⑥ 内部監査の実施

業務監査室を設置しており、当社グループの各社・各部門が、法令・定款、規程その他社会的規範等に則り、適切に業務運営を行っていることを、ヒアリング、書類確認、及び現地確認等を通じて定期的に監査しております。業務監査室長は、監査結果について、代表取締役社長、取締役会、コンプライアンス委員会に報告をしております。

⑦ 子会社管理

当社の子会社の職務の執行状況及びその他経営上の重要事項については、子会社の取締役に就任している当社の取締役が、当社の取締役会、経営戦略会議及び、日常的にその他の当社の取締役と対話をしており、情報の共有を適宜、図っております。また、事業統括部が子会社の常勤取締役から報告を受け、当社グループ全体の職務執行状況について把握を行っております。

連結株主資本等変動計算書

（ 自 2025年 4 月 1 日
至 2026年 3 月31日 ）

(単位：千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
2025年4月1日残高	131,792	808,792	249,473	△6,427	1,183,631	647	647	1,184,279
当期変動額								
欠損補填		△26,868	26,868		—			—
新株の発行	88,586	88,586			177,172			177,172
剰余金（その他資本剰余金）の配当		△48,003			△48,003			△48,003
親会社株主に帰属する当期純利益			162,459		162,459			162,459
株主資本以外の項目の変動額（純額）						△647	△647	△647
当期変動額合計	88,586	13,714	189,328	—	291,628	△647	△647	290,981
2026年3月31日残高	220,379	822,507	438,801	△6,427	1,475,260	—	—	1,475,260

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

(株)アクセスネクステージ

(株)アクセスプログレス

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

② 棚卸資産

a 商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

b 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

c 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	8年から50年
工具、器具及び備品	5年から15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

人財ソリューション事業、教育機関支援事業及びプロモーション支援事業において、主に、顧客からの受注に基づき委託された業務を履行する義務を負っていることから、契約した委託業務が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。また、主に、教育機関支援事業における教育機関向けシステム、プロモーション支援事業におけるwebプロモーション向けシステムの保守においては、契約期間にわたりサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、当該契約期間で案分して収益を認識しております。なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として、1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 追加情報

該当事項はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

1 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

該当事項はありません。

(2) 担保に係る債務

該当事項はありません。

2 有形固定資産の減価償却累計額 253,597千円

(注) 減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1 発行済株式に関する事項

(1) 当連結会計年度の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,606,600	1,851,400	—	3,458,000

(注) 2025年4月1日付にて実施した株式分割(1株を2株に分割)に伴い、2025年4月1日の発行済株式総数は1,606,600株増加しております。また、執行役員等に対する譲渡制限付き株式報酬としての新株発行により2025年5月1日に10,200株、取締役等(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付き株式報酬としての新株発行により2025年8月8日に24,600株増加しております。また、2026年2月27日に株式会社プロネクサスに対し第三者割当による新株式発行210,000株を行っております。

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	6,495	6,495	—	12,990

(注) 2025年4月1日付にて実施した株式分割(1株を2株に分割)に伴い、自己株式数は6,495株増加しております。

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年 5月30日 取締役会	普通株式	48,003千円	資本剰余金	30円	2025年 3月31日	2025年 6月26日

(注) 当社は、2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり配当額については、当該株式分割前の配当金の額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年 5月15日 取締役会	普通株式	58,565千円	利益剰余金	17円	2026年 3月31日	2026年 6月29日

(注) 当社は、2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり配当額については、当該株式分割後の配当金の額を記載しております。

6. 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金等に限定し、資金調達には主に事業計画に照らして、銀行等金融機関からの借入によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に同業関連の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。差入保証金は、主に事業所を賃借する際の支出及び営業保証金であり、預入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払法人税等は、1年以内の支払期日のものであります。借入金は、主に運転資金及び設備投資資金に必要な資金の調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、新規取引先等の審査を行っており、営業債権については、取引先ごとに期日及び残高の管理を行っております。また、連結子会社において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングすることにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

差入保証金については、定期的に残高の管理や契約先の財政状態などの把握を行い、回収懸念などの早期把握と信用リスクの低減を行っております。

連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、連結子会社からの報告に基づき財務企画部が適時に資金繰り計画を作成・更新し、収支の状況に応じた手元流動性を確保することにより、流動性リスクを管理しております。また、当社グループでは、資金余剰の連結子会社から資金を預かり、資金不足の連結子会社へ貸し出しするグループファイナンスを行い、資金の集中管理を強化しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式、出資金、その他これらに準ずる金融商品は、次表には含めておりません（（注）を参照ください。）。「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「電子記録債権」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払消費税」、「未払法人税等」は現金であること及び短時間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 差入保証金	158,262	145,277	△12,984
資産計	158,262	145,277	△12,984
(2) 社債	72,000	72,000	—
(3) 長期借入金	12,488	12,452	△35
負債計	84,488	84,452	△35

(注) 市場価格のない株式等は、上表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	金額
差入保証金	15,346

契約期間及び契約更新等の期間を合理的に算定することが困難な差入保証金については時価を把握することが困難と認められるため、(1) 差入保証金には含めておりません。

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	145,277	—	145,277
資産計	—	145,277	—	145,277
社債	—	72,000	—	72,000
長期借入金	—	12,452	—	12,452
負債計	—	84,452	—	84,452

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを国債の利回りなど観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債および長期借入金

社債および長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法により一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	人財ソリューション 事業	教育機関支援事業	プロモーション 支援事業	計
一定期間にわたって 移転される財又はサ ービス	390	6,498	5,940	12,828
一時点で移転される 財又はサービス	1,516,372	1,113,816	1,311,271	3,941,460
外部顧客への売上高	1,516,762	1,120,315	1,317,211	3,954,289

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 4 会計方針に関する事項 (6) その他連結計算書類作成のための重要な事項 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会

計年度末において顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高

当社及び連結子会社の契約負債については、残高に重要性が乏しく、重要な変動も発生していないため、記載を省略しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産 428円23銭

(2) 1株当たり当期純利益 50円07銭

(注) 当社は、2025年4月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

9. 重要な後発事象に関する注記

(執行役員に対する譲渡制限付株式としての新株式発行について)

当社は、2026年3月13日開催の取締役会において譲渡制限付株式としての新株式発行を決議し、2026年5月1日に払込手続が完了いたしました。

1. 発行の目的及び理由

当社は、2026年3月13日開催の取締役会において、当社グループの中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、①2026年3月13日開催の当社取締役会の決議に基づき当社の執行役員2名に付与される当社に対する金銭債権、並びに、②2026年3月12日開催の当社の子会社である株式会社アクセスプログレス及び株式会社アクセスネクステージの取締役会の決議に基づき各社の執行役員合計16名（以下、当社の執行役員と併せて「対象者」といいます。）に対して付与される各社に対する金銭債権の合計7,311,600円を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭債権の額は金677円）、本新株式発行として当社の普通株式10,800株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。また、中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを付与することを目的として、本割当株式には譲渡制限を設けることとし、対象者の譲渡制限期間を2026年5月1日（払込期日）から当該対象者が当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれの地位も喪失する日までと設定いたしました。

2. 発行の概要

(1) 払込期日	2026年5月1日
(2) 発行する株式の種類及び株式数	当社普通株式 10,800株
(3) 発行価額	1株につき677円
(4) 発行価額の総額	7,311,600円
(5) 割当先	当社の執行役員 2名 1,200株 当社子会社の執行役員 16名 9,600株

(取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定)

当社は、2026年5月15日開催の取締役会において、2020年12月24日開催の第31期定時株主総会にてご承認いただきました譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を改定することを決議し、本制度の改定に関する議案を、2026年6月26日開催の第37期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしました。

1. 本制度の改定の目的及び条件

(1) 改定の目的

当社は、本制度に関して、2020年12月24日開催の第31期定時株主総会において、本制度に係る当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）の報酬額を、既存の金銭報酬枠とは別枠で、年額11,000千円以内とすること及び本制度により対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数を、年12,000株（2025年4月1日付け株式分割後は年24,000株）以内とすること等につき、ご承認をいただいております。

今般、対象取締役に対し、当社グループの中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上に邁進できるようインセンティブを強化するとともに、株主の皆様との価値共有をより一層深化させることを目的として、本制度に係る対象取締役の報酬額及び交付株数について改定させていただくことといたしました。

(2) 改定の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の改定は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

2. 本制度の改定の概要

上記1(1)のとおり、本制度に係る対象取締役の報酬額について、これまで、「既存の金銭報酬枠とは別枠で、年額11,000千円以内」としていたものを、「既存の金銭報酬枠とは別枠で、年額35,000千円以内」に、本制

度により対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数について、これまで「年12,000株（2025年4月1日付け株式分割後は年24,000株）以内」としていたものを、「年50,000株以内」に改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

以上のほか、2020年12月24日開催の第31期定時株主総会にてご承認いただきました本制度の内容からの変更点はございません。

（当社の株券等の大規模買付行為等に関する対応策（買収への対応方針）の導入）

当社は、2026年5月15日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、当社株式等の大規模買付行為等への対応策（以下、「本対応方針」といいます。）を導入することに関して決議承認致しました。

なお、本基本方針及び対応方針の概要につきましては、2026年5月15日公表の「当社株式等の大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）の導入について」をご参照ください。

株主資本等変動計算書

(自 2025年 4月 1日)
(至 2026年 3月 31日)

(単位：千円)

	株主資本									純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
2025年4月1日 残高	131,792	231,792	576,999	808,792	200	△27,068	△26,868	△6,427	907,289	907,289
当期変動額										
欠損補填			△26,868	△26,868		26,868	26,868		-	-
新株の発行	88,586	88,586		88,586					177,172	177,172
剰余金（その他資本剰余金）の 配当			△48,003	△48,003					△48,003	△48,003
当期純利益						75,695	75,695		75,695	75,695
当期変動額合計	88,586	88,586	△74,871	13,714	-	102,564	102,564	-	204,864	204,864
2026年3月31日 残高	220,379	320,379	502,127	822,507	200	75,495	75,695	△6,427	1,112,154	1,112,154

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低価に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年から50年
工具、器具及び備品	5年から15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4 繰延資産の処理方法

社債発行費

償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

5 引当金の計上基準

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により計上しております。

6 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

重要な収益及び費用の計上基準

当社は、グループ会社への経営指導及び管理業務受託等の役務を提供しております。当該履行義務は、役務が提供された時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(関係会社に対する投融資の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
関係会社株式	229,396 千円	229,396 千円
関係会社長期貸付金	170,000 //	60,000 //

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

非上場の子会社に対する投資等、市場価格のない株式は、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられている場合を除いて、評価損を認識します。また、融資について、債務者の財政状態等に応じて回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

当事業年度において、当社の子会社である株式会社アクセスネクステージ及び株式会社アクセスプログレスに対する投資の実質価額の評価及び融資の回収不能見込額の見積りにあたっては、当該子会社の事業計画及び財政状態を考慮し、総合的に判断しておりますが、事業計画達成の予測は、将来の事業環境の変化等により不確実性を伴い、実質価額の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 追加情報

該当事項はありません。

5. 貸借対照表に関する注記

1 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

該当事項はありません。

(2) 担保に係る債務

該当事項はありません。

2 有形固定資産の減価償却累計額 167,312千円
(注) 減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。

3 関係会社に対する金銭債権債務
短期金銭債権 62,913千円
短期金銭債務 1,671千円
長期金銭債権 60,000千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高
営業収益 733,514千円
営業費用 20,834千円
営業取引以外の取引による取引高 2,248千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,495	6,495	—	12,990

(注) 2025年4月1日付にて実施した株式分割(1株を2株に分割)に伴い、自己株式数は6,495株増加しております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	63,492 千円
株式報酬制度	9,796 //
減損損失	3,910 //
退職給付引当金	2,162 //
役員退職慰労引当金	35,523 //
資本金等の額	4,280 //
関係会社株式	113,322 //
資産除去債務	14,066 //
自己株式処分差損	1,560 //
その他	839 //
繰延税金資産小計	<hr/> 249,093 千円
評価性引当額	<hr/> △249,093 //
繰延税金資産合計	<hr/> — 千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
株主	(株)プロネクサス	東京都 港区	3,058,651	上場会社や金融機関向けのディスプレイ（情報開示）とIR（投資家向け広報）業務を支援	(被所有) 直接 16.44%	資本業務提携 役務の受入	第三者割当増資の引受 (注) 1	157,080	-	-
							情報開示支援 (注) 2	4,969	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. (株)プロネクサスは2026年2月27日に第三者割当に係る払込手続が完了したことに伴い、同日付で当社の主要株主である筆頭株主に該当しております。
- (注) 2. 取引条件は、原則として市場価格等を勘案して個別に協議の上、一般取引と同様に決定しています。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株)アクセスネクステージ	東京都渋谷区	100,000	人財ソリューション 教育機関支援事業	(所有) 直接100%	債務被保証 役員の兼任 資金の援助 役務の提供 役務の受入	金融機関等に対する債務被保証 (注) 1	262,488	—	—
							資金の借入 (注) 5	16,153	長期借入金	—
							経営指導料 (注) 2	304,572	売掛金	44,297
							フォーラム使用料 (注) 3	106,481		
							事務所使用料 (注) 4	69,662		
							配当金受領 (注) 6	100,004	—	—
							求人募集費用 (注) 4	16,880	—	—

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株)アクセスプログレス	東京都 渋谷区	80,000	プロモーション 支援事業	(所有) 直接100%	債務被保証 役員の兼任 資金の援助 役務の提供	金融機関等 に対する債務被 保証 (注) 1	262,488	-	-
							資金の貸付 (注) 5	145,384	長期 貸付金	60,000
							資金の貸し付 けに対する利 息の受取	2,006	未収利 息	-
							経営指導料 (注) 2	119,148	売掛金	13,658
							事務所使用料 (注) 4	30,133		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 当社の銀行借入について債務保証を受けております。なお、保証料は支払っておりません。

(注) 2. 経営指導料については、グループ会社の経営指導に係る費用を勘案して決定しております。

(注) 3. フォーラム使用料については、フォーラムに係る費用を勘案し一定の基準に基づき決定しております。

(注) 4. 事務所使用料及び求人募集費用については、市場価格等を勘案して、交渉の上決定しております。

(注) 5. 資金の貸付の取引金額は期中平均額を記載しております。また、資金の貸付に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注) 6. 受取配当金については、グループ会社の財務状況を勘案し一定の基準に基づき決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表7. 収益認識に関する注記」において同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産 322円83銭

(2) 1株当たり当期純利益 23円33銭

(注) 当社は、2025年4月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

12. 重要な後発事象に関する注記

「連結注記表9. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。